

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

- 手続名 : 整備事業場の認定
- 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項
- 手続対象者 : 物件の整備を行う者
- 提出時期 : 物件ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 提出方法 : 申請書を物件等の製造等を行う事業場の所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- 手数料 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第31条
- 添付書類・部数 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第20条第2項に規定する書類（詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。）
- 申請書様式 : 事業場認定申請書（第一号様式）
- 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
- 受付時間 : 地方運輸局等一覧に記載しております。
- 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則
- 標準処理期間 : 80日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

事業場認定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法
第6条ノ2 製造工事
第6条ノ3 の改造修理工事に係る認定を受けたいので、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の
第6条ノ3 整備

規定に基づく事業場の認定に関する規則 第4条第1項
第20条第1項 の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 認定を受けようとする事業場の名称及び所在地

2 認定を受けようとする物件の範囲